

高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊 第6次改訂版 (平成18年1月20日発行)

追補

次のように改正されましたので該当箇所についてご訂正下さい。
(訂正箇所は傍線等で示しました。)

○高圧ガス保安法関係手数料令……(1)

改正 平成十八年二月一日 政令第十四号*

* 政令第十四号は「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」

改正 平成十八年三月十七日政令第四十六号

○高圧ガス保安法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則……(3)

全改正 平成十八年三月三十一日省令第三十号

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令……(7)

改正 平成十八年一月二十五日政令第四号

高圧ガス保安法関係手数料令

(一一九頁 改正)

(外国容器等製造業者の登録等に係る手数料の額)

第四条 法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者が法第七十三条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、八万六千円に容器等事業区分の数を乗じた額及び八十七万四千円（電子申請等による場合）にあっては、八十七万三千二百円）の合計額（現に法第四十九条の三十一第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る容器等事業区分以外の区分について登録を受けようとするものにあつては、八万六千円に新たに登録を受けようとする容器等事業区分の数を乗じた額及び二十万五千五百円（電子申請等による場合）にあっては、二十万四千八百円）の合計額）に、当該者に係る登録又はその更新の申請が法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の七各号に該当するかどうかにつき審査するため職員一人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

2 法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者が法第七十三条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、八万六千円に特定設備事業区分の数を乗じた額及び八十七万四千円（電子申請等による場合）にあっては、八十七万三千二百円）の合計額（現に法第五十六条の六の二第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る特定設備事業区分以外の区分について登録を受けようとするものにあつては、八万六千円に新たに登録を受けようとする特定設備事業区分の数を乗じた額及び二十万五千五百円（電子申請等による場合）にあっては、二十万四千八百円）の合計額）に、当該者に係る登録又はその更新の申請が法第五十六条の六の二十二第二項において準用する法第五十六条の六の四各号に該当するかどうかにつき審査するため職員一人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その職員は、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

3 (略)

(一一二頁 平成一六年三月二四日政令第五七号の附則の次に追加)

附則（平成一八年二月一日 政令第一四号）*

政令第一四号は二一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に關する政令

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月一七日政令第四六号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（一三三頁 改正）

別表第二（第二条関係）

納付しなければならない者	金 額
一 製造保安責任者試験を受けようとする者 イ 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ロ 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 ハ 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	一万四千五百円（電子申請等による場合） 一万三千九百円 一万四千五百円（電子申請等による場合） 一万三千九百円 一万四千五百円（電子申請等による場合） 一万三千九百円
二（略）	（略）
三（略）	（略）

（一三三頁 改正）

別表第三（第三条関係）

納付しなければならない者	金 額
一（略）	（略）
二（略）	（略）
三（略）	（略）
四（略）	（略）
五（略）	（略）

六（略）	（略）
七（略）	（略）
八 附属品検査又は附属品再検査を受けようとする者 イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品 ロ その他の容器に装置される附属品 （以下、略）	一個につき 三十円
九（略）	（略）
十（略）	（略）
十一（略）	（略）
十二（略）	（略）
十三（略）	（略）
十四（略）	（略）

(三五三頁 改正)

(平成十八年三月三十一日経済産業省令第三十号により、「高圧ガス保安法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則」の全部が次のように改正されました。)

高圧ガス保安法の規定に基づく

意見の聴取の手続に関する規則

〔平成十八年三月三十一日
経済産業省令第三十号〕

行政手続法の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十三号)の施行に伴い、及び高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第七十八条の規定を実施するため、高圧ガス保安法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則の全部を改正する省令を次のように制定する。

(三五五頁 改正)

高圧ガス保安法の規定に基づく

意見の聴取の手續に関する規則

(公告及び予告)

第一条 経済産業大臣は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）第七十八

八条第一項の意見の聴取（経済産業大臣がした処分に係るものに限る。以下「意見聴取会」という。）をしようとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見申出の期限をその期限の日の七日前までに公告しなければならない。

2 意見聴取会において意見を述べようとする者は、前項の規定により公告された期限までに、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 職業及び略歴

三 意見の要旨及び理由

3 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、意見聴取会の期日の七日前までに意見聴取会の期日及び場所を審査請求人又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）、利害関係人及び参加人に予告しなければならない。

(議長)

第二条 意見聴取会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

(参考人)

第三条 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

(利害関係の疎明)

第四条 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

(不服の要旨及び理由の陳述等)

第五条 意見聴取会においては、最初に不服申立人又はその代理人に不服の要旨及び理由を陳述させなければならない。

2 意見聴取会において不服申立人又はその代理人が出席しないときは、議長は、不服申立書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

3 不服申立人若しくは利害関係人又はこれらの代理人であつて、第一条第二項の規定により書面を提出した者は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

(議長の議事整理権)

第六条 議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

(延期及び続行)

第七条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

2 前項の規定により延期又は続行をする場合においては、議長は、次回

いて、その期日及び場所を不服申立人、利害関係人及び参加人又はこれらの代理人に通知するものとする。

(調書)

第八条 議長は、調書を作成し、当該事案の記録につづらなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- 一 事案の表示
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 不服申立人又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所
- 五 出席した利害関係人又はその代理人の氏名又は名称及び住所
- 六 出席した行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人の氏名
- 七 弁論、陳述又はこれらの要旨
- 八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目
- 九 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

(記録の閲覧)

第九条 不服申立人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。参加人その他書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者又はこれらの代理人も同様とする。

附則

この省令は、行政手続法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

(四五三頁 改正 「最終改正 平成一七年七月一五日政令第二四四号」を削除。)

(四五七頁 改正)

標準事務	手数料を徴取する事務	金額
一〇五十一	(略)	(略)
五十二 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十九号)第十八条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施	(略) (略) (略) (略) イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、九千五百円) ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千九百円) ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保

五十三、五十四	(略)	<p>安責任者試験 一万円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九千五百円)</p> <p>二 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九千五百円)</p> <p>ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千九百円)</p> <p>イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 八千五百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千円)</p> <p>ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 六千七百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、六千二百円)</p>
五十五 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第六号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項に規定する附属品検査又は同令第十八条第二項第七号の規定に基づく同法第四十九条の四第一項及び	6 高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施	<p>イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査。次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき三十二円</p> <p>(2) 内容積百五十リットル未満の容器 一個につき二十四円</p> <p>ロ (略)</p>

第三項に規定する 附属品再検査に關 する事務	五十六く百八	(略)	(略)
備考(略)			

(四六〇頁) 改正 「以下附則(略)」を削除し、附則の次に追加

附 則 (平成一八年一月二五日政令第四号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

正誤等

該当箇所について次のようにご訂正下さい。
(訂正箇所は太字で示しました。)

頁	段	行	誤	正
八五	上	右から二行目	(協会の意見の聴取) 第七十五条 経済産業大臣は、第八条第一号若しくは第二号、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第二項、第二十二条第一項(第三号及び第四号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第四十一条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第一項第四号、第四十九条第二項、第四十九条の二第四項、第四十九条の四第二項、第五十条第三項、第五十六条第五項、第五十六条の三第四項、第五十六条の七第二項又は第五十七条の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聴かなければならない。	(協会の意見の聴取) 第七十五条 経済産業大臣は、第八条第一号若しくは第二号、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第二項、第二十二条第一項(第三号及び第四号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第四十一条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第一項第四号、第四十九条第二項、第四十九条の二第四項、第四十九条の四第二項、第五十条第三項、第五十六条第五項、第五十六条の三第四項、第五十六条の七第二項又は第五十七条の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聴かなければならない。
一一〇	上	右から十行目	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成十八年四月一日)から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。
三九七	上 (表内)	左から八行目	二 液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第五号に掲げる製造施設を除く。)	二 液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第六号に掲げる製造施設を除く。)
三九七	上 (表内)	左から四行目	三 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第六号に掲げる製造施設を除く。)	三 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第七号に掲げる製造施設を除く。)

◎今後の高圧ガス保安法令関係の改正状況は、
当協会のホームページをご利用下さい。

高圧ガス保安協会ホームページ
<http://www.khk.or.jp>